

内容変更 必要書類一覧（認可保育所）

変更内容	提出書類1（児童福祉法）	提出書類2（子ども・子育て支援法 特定教育・保育）	提出書類3（子ども・子育て支援法 特定子ども）
施設名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・市長が必要と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・市から発行される住居表示の変更の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
園則・運営規定の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	
食事の提供形態の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合） 		
認可定員・利用定員の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・【第2号様式】職員の構成 ・【第11号様式】保育所施設概要（施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊技場の面積のみ記載すること。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第17号様式】特定教育・保育施設確認変更申請書 ・以下事項を示した書類（【第17号様式】に記載する場合でも可） <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 四 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数 五 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 六 利用定員を増加しようとする理由 	
認可定員・利用定員の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・【第2号様式】職員の構成 ・【第11号様式】保育所施設概要（施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊技場の面積のみ記載すること。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	
園地の増加・減少	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・【第3号様式】建物・土地の状況 ・変更前及び変更後の施設の配置図 ・変更前及び変更後の施設の建物の平面図 ・保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。） ・保育室等を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、条例第34条第3項を満たしていることを証する書類 ・建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。） ・土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件の場合。土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。） ・「保育所における室内化粧物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。） ・土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合） ・第2の3(4)イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類 		
園地・園舎の規模構造及び使用区分変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・【第3号様式】建物・土地の状況 ・変更前及び変更後の施設の配置図 ・変更前及び変更後の施設の建物の平面図 ・保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。） ・保育室等を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、条例第34条第3項を満たしていることを証する書類 ・建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。） ・土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件の場合。土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。） ・「保育所における室内化粧物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。） ・土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合） ・第2の3(4)イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	
設置者の名称変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・印鑑証明書（事後提出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 ・支払金口座振替依頼書 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
設置者の代表者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・印鑑証明書（事後提出） ・法人代表者の履歴書 ・【第5号様式】施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（変更に伴い施設長との兼任になる場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 ・支払金口座振替依頼書 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 ・誓約書
設置者の役員変更		<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 ・誓約書
設置者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・印鑑証明書（事後提出） ・市から発行される住居表示変更の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 ・支払金口座振替依頼書 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
設置者の定款変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

内容変更 必要書類一覧（認可保育所）

変更内容	提出書類1（児童福祉法）	提出書類2（子ども・子育て支援法 特定教育・保育）	提出書類3（子ども・子育て支援法 特定子ども）
設置者の登記事項変更		<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
施設長の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・施設長の履歴書 ・【第11号様式】保育所施設概要（施設の名称及び該当する項目のみ記載すること。） ・第2の4(2)アに定める施設長要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等） ・【第5号様式】施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 ・誓約書
施設長の氏名変更		<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 ・誓約書
施設長の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第23号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 ・誓約書
業務管理体制責任者の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・【様式2-1】子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 	
施設の廃止・休止・再開	<ul style="list-style-type: none"> ・【第9号様式】児童福祉施設廃止(休止)承認申請書 ・財産処分の具体的方法 ・職員の退職後の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定書類なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第24号様式】特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届
施設の分園設置	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8号様式】児童福祉施設内容変更届 ・【第2号様式】職員の構成 ・【第3号様式】建物・土地の状況 <p>※【第2号様式】、【第3号様式】は、本園と分園を別に作成し、【第3号様式】は本園と分園を合わせたものについても作成すること。 ・施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等の周辺環境及び、本園の位置が分かるもの） ・施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの） ・建物の平面図 ・保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入手児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの） ・建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること。（既存建築物の場合） ・用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し ・土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日の直前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件の場合） ・保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、条例第34条第3項を満たしていることを証する書類 ・土地・建物の貸与、使用許可、使用承諾を受けていることを証する書面及び、国又は都以外から貸与を受ける場合には、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合） ・東京都火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し ・「保育所における室内化粧材対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。） ・第2の3(4)イに規定する建物物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【第18号様式】特定教育・保育施設内容変更届出書 ・変更事項の前後が分かれる書類 	